

熊取町立熊取図書館雑誌オーナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の行政参画意識の高揚と図書館サービスの充実を図るため、熊取町立熊取図書館(以下「図書館」という。)における雑誌オーナー制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(雑誌オーナーの資格)

第2条 雑誌オーナーになることができる者は、企業、商店、団体及び個人とし、次の各号に定める業種等のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 賭博、ギャンブルに係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (6) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (7) 各種法令等に違反しているもの
- (8) その他、オーナーとする業種又は業者として、適当でないと認められるもの

(雑誌の種類)

第3条 館長が募集する雑誌の種類は、館長が適当と認める雑誌(新聞を含む。以下同じ。)及び既に図書館に所蔵している雑誌とする。

(申込み及び決定)

第4条 雑誌オーナーになろうとする者は、前条に規定する雑誌の中から希望する雑誌名を選択し、雑誌オーナー申込書(様式第1号)を館長に提出するものとする。この場合において、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、申込みの早い者を優先するものとする。

2 前項の申込みを受けた館長は、その内容を審査し、適正と認めるときは、雑誌オーナーに対し、雑誌オーナー決定通知書(様式第2号)または礼状(様式第3号)により通知するものとする。

(費用負担)

第5条 前条の規定により決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌オーナーの全額負担とする。この場合において、当該雑誌の購入費用は、雑誌オーナーが当該雑誌の納入業者に一括先払いにより直接支払うものとする。

(広告)

第6条 館長は、第4条第2項の規定により雑誌オーナーを決定したときは、当該雑誌の最新号カバー表紙等、当該雑誌を配置する書架、図書館のホームページ及びとしょかんだより等の配布物に、雑誌オーナーの氏名(会社名を含む。)を表示することができる。ただし、表示の大きさ及び位置等は、館長が決定する。

2 企業、商店、団体の雑誌オーナーが希望する場合は、当該雑誌の最新号カバー裏面に広告を表示することができる。この場合において、広告は、

片面印刷かつ最新号カバーに収まるサイズとし、四半期毎に広告の内容を変更することができるものとする。

(広告の責任)

第7条 掲載広告についての責任は、雑誌オーナーが全て負うものとする。

(広告の範囲)

第8条 第7条第2項に規定する広告は、公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、住民に不利益を与えないものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告表示の対象としない。

- (1) 法令に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利を侵害するもの
- (4) 政治又は宗教若しくは思想に関するもの
- (5) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての意見
- (7) 投機心又は射幸心を著しくそそるおそれのあるもの
- (8) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (12) その他広告掲載の対象とすることが適当でないもの

(雑誌オーナーとなる期間)

第9条 雑誌オーナーとなることができる期間は、館長が第4条第2項の規定により雑誌オーナーとして決定した日の属する月又はその月の翌月から当該年度の3月までとする。ただし、雑誌オーナーが継続を希望する場合は、1年単位でその期間を延長することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、雑誌オーナー制度の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。